

変更前	変更後
<p>第2条(本サービスの内容)</p> <p>1. 本サービスの内容は、契約者が申込書に記載した機器(以下「対象機器」といいます。)の保守とします。保守の方法は、それぞれ次の各号のとおりとします。</p> <p>(1) GateCare:対象機器の機種によりオンサイト保守又はセンドバック保守のうちいずれか</p> <p>(2) GateCare Plus:センドバック保守のみ</p> <p>3. 前項の電話受付時間は、GateCare、GateCare Plus いずれも 24 時間 365 日とします。</p> <p>第3条(オンサイト保守及びセンドバック保守の内容)</p> <p>1. 当社は、オンサイト保守の対象機器の故障時に次の各号の保守を実施するものとします。なお、契約者は、センドバック保守の対象機器については、本項のサービスを受けることができないものとします。</p> <p>(1) 技術員を派遣する方法による対象機器の交換及び各種設定作業(対応時間は、24 時間 365 日とします)</p> <p>(2) 当社が必要と認めるソフトウェアの修正プログラム及びバージョンアッププログラムの配布又は適用</p> <p>2. 当社は、センドバック保守の対象機器について、故障した対象機器の代替機を当社の営業日に契約者宛てに発送する方法により保守を実施するものとします。なお、契約者は、オンサイト保守の対象機器については、本項のサービスを受けることができないものとします。</p> <p>3. センドバック保守において、契約者は、当社の指定する場所へ故障した対象機器を送付するものとします。この場合、送料は契約者が負担するものとします。</p>	<p>第2条(本サービスの内容)</p> <p>1. 本サービスの内容は、契約者が<u>当社所定の本サービスの申込書</u>(以下「<u>本申込書</u>」といいます。)に記載した機器(以下「対象機器」といいます。)の保守とします。保守の方法は、それぞれ次の各号のとおりとします。</p> <p>(1) GateCare:対象機器の機種によりオンサイト保守又はセンドバック保守のうちいずれか</p> <p>(2) GateCare Plus:センドバック保守のみ</p> <p>3. 前項の電話受付時間は、GateCare、GateCare Plus いずれも 24 時間 365 日とします。</p> <p>第3条(オンサイト保守及びセンドバック保守の内容)</p> <p>1. 当社は、オンサイト保守の対象機器の故障時に次の各号の保守を実施するものとします。なお、契約者は、センドバック保守の対象機器については、本項のサービスを受けることができないものとします。</p> <p>(1) 技術員を派遣する方法による対象機器の交換及び各種設定作業(対応時間は、24 時間 365 日とします)</p> <p>(2) 当社が必要と認めるソフトウェアの修正プログラム及びバージョンアッププログラムの配布又は適用</p> <p>2. 当社は、センドバック保守の対象機器について、故障した対象機器の代替機を当社の営業日に契約者宛てに発送する方法により保守を実施するものとします。なお、契約者は、オンサイト保守の対象機器については、本項のサービスを受けることができないものとします。</p> <p>3. センドバック保守において、契約者は、当社の指定する場所へ故障した対象機器を送付するものとします。この場合、送料は契約者が負担するものとします。</p>

変更前	変更後
<p>(新設)</p> <p>第 4 条(契約の申込)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本サービスに係る契約(以下「本契約」といいます)を申し込む者は、当社所定の申込書を当社に提出するものとします。 2. 当社は、本契約の申込をお受けできないことがあります。 <p>第 9 条(料金等の請求時期及び支払期日)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当社は、契約者に対し、本サービスの利用料金として、別紙に定める初期費用、月額費用(月額費用が発生する追加の料金を含みます)及びその他の費用(一作業あたり費用が発生する追加の料金を含みます)並びに消費税相当額(以下まとめて「料金等」といいます)を、本サービスを提供した月の翌月に請求するものとし、契約者は、当社が指定する方法により、料金等を支払うものとします。 2. 当社が本サービスを開始するのに必要な設定を完了し、契約者が検収を完了した日の翌月 1 日をもって課金開始日とします。 3. 本サービスの月額費用は、課金開始日から当該サービスを提供した最後の日までの期間に係る本サービスについて発生します。 4. 課金開始日又は本サービスの提供終了日が暦月の途中にあった場合であっても、当該月の本サービスに係る月額費用は 1 ヶ月分とし、日割り計算は行わないものとします。 5. 本サービスの初期費用は以下の各号の通りとします。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 対象機器の設置と同時に本サービスを申込:無料 	<p>4. <u>対象機器の故障時以外の設定変更は、本サービスの対象外とします。契約者は、故障時以外に設定変更を希望する場合、別途見積りにより対象機器の設定変更費用を当社に支払うものとします。</u></p> <p>第 4 条(契約の申込)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本サービスに係る契約(以下「本契約」といいます)を申し込む者は、<u>本申込書を当社に提出するものとします。</u> 2. 当社は、本契約の申込をお受けできないことがあります。 <p>第 9 条(利用料金)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当社は、契約者に対し、<u>本サービスの利用料金(以下「本利用料金」といいます。)</u>を、本サービスを提供した月の翌月に請求するものとし、契約者は、<u>本申込書に定める期日までに、当社が指定する方法により本利用料金を支払うものとします。</u> 2. 当社が本サービスを開始するのに必要な設定を完了し、契約者が検収を完了した日の翌月 1 日をもって<u>本利用料金の課金開始日</u>とします。 3. <u>本利用料金のうち</u>本サービスの月額費用は<u>本申込書に定めるとおり</u>とし、課金開始日から当該サービスを提供した最後の日までの期間に係る本サービスについて発生します。 4. 課金開始日又は本サービスの提供終了日が暦月の途中にあった場合であっても、当該月の本サービスに係る月額費用は1ヶ月分とし、日割り計算は行わないものとします。 5. <u>本利用料金のうち</u>本サービスの初期費用は以下の各号の通りとします。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 対象機器の設置と同時に本サービスを<u>申し込む場合</u>:無料

変更前	変更後
<p>(2) 対象機器の設置の翌月以降に本サービスを申込:対象機器の設置日から本サービスの申込日までの月額費用の総合計</p> <p>(3) 本契約を一度解約した後に再契約:前契約の解約日から本サービスの申込日までの月額費用の総合計</p>	<p>(2) 対象機器の設置の翌月以降に本サービスを申し込む場合:対象機器の設置日から本サービスの申込日までの月額費用の総合計</p> <p>(3) 本契約を一度解約した後に再契約する場合:前契約の解約日から本サービスの申込日までの月額費用の総合計</p>
<p>第 11 条(契約期間)</p> <p>1. 本契約の契約期間は、課金開始日を起算日とし、起算日から1年を経過した日を本契約の満了日とします。(初日不参入)</p> <p>2. 本契約満了日の1ヶ月前までに、契約者又は当社が相手方に対して本契約を延長しない旨の申し出ない場合は、本契約は1年間自動延長されるものとし、以後も1年間従前と同一条件にて自動延長されるものとなります。ただし、本契約は、対象機器のメーカーのサポートの終了日をもって終了するものとし、以後は更新されないものとなります。</p> <p>3. 契約者は、当社に解約届を提出することにより、解約届の提出日の翌月末日をもって、本契約を解約することができるものとなります。</p> <p>4. 前項の手続き又は第16条(契約の解除)に該当する事由により、本契約の満了日の前に本契約の全部又は一部が終了したときは、契約者は、当社に対し、直ちに、本サービスの残余月の料金等を違約金として支払うものとなります。ただし、本契約の通算の契約期間が1年を超えた場合、違約金は発生しないものとなります。</p> <p>5. 契約者が廃棄またはリース契約の終了等の理由により対象機器を使用しなくなったときは、速やかに当社に通知するものとなります。契約者が当該通知を怠った場合は、対象機器を利用していない期間中も、月額費用は課金されるものとなります。</p> <p style="text-align: right;">制定日 2016 年 12 月 1 日</p>	<p>第 11 条(契約期間)</p> <p>1. 本契約の契約期間は、課金開始日を起算日とし、起算日から1年を経過した日を本契約の満了日とします。(初日不参入)</p> <p>2. 本契約満了日の1ヶ月前までに、契約者又は当社が相手方に対して本契約を延長しない旨の申し出ない場合は、本契約は1年間自動延長されるものとし、以後も1年間従前と同一条件にて自動延長されるものとなります。ただし、本契約は、対象機器のメーカーのサポートの終了日をもって終了するものとし、以後は更新されないものとなります。</p> <p>3. 契約者は、当社に解約届を提出することにより、解約届の提出日の翌月末日をもって、本契約を解約することができるものとなります。</p> <p>4. 前項の手続き又は第16条(契約の解除)に該当する事由により、本契約の満了日の前に本契約の全部又は一部が終了したときは、契約者は、当社に対し、直ちに、本サービスの残余月の本利用料金を違約金として支払うものとなります。ただし、本契約の通算の契約期間が1年を超えた場合、違約金は発生しないものとなります。</p> <p>5. 契約者が廃棄またはリース契約の終了等の理由により対象機器を使用しなくなったときは、速やかに当社に通知するものとなります。契約者が当該通知を怠った場合は、対象機器を利用していない期間中も、月額費用は課金されるものとなります。</p> <p style="text-align: right;">2016 年 12 月 1 日 制定</p>

変更前	変更後
最終改訂日 2018 年 3 月 7 日	2018 年 3 月 7 日 <u>改訂</u> 2019 年 1 月 12 日 <u>最終改訂</u>

変更前

変更後

別表 GateCare, GateCare Plusの料金

1. 月額費用

■YAMAHA RTXシリーズ

	RTX810	RTX830	RTX1200	RTX1210	RTX3500
月額費用【月額税別】	¥1,200	¥1,200	¥1,800	¥1,800	¥5,000

■FORTINET FortiGateシリーズ

	FortiGate60E	FortiGate100E	FortiGate200E
月額費用【月額税別】	¥1,800	¥4,000	¥7,000

■Clavisterシリーズ

	Clavister E80	Clavister W20	Clavister W30
月額費用【月額税別】	¥2,500	¥6,000	¥8,000

■Check Pointシリーズ

	CP730 WiFi	CP750	CP770	CP790
月額費用【月額税別】	¥2,500	¥3,000	¥4,000	¥6,000

■YAMAHA WLXシリーズ

	WLX402	WLX202
月額費用【月額税別】	¥1,600	¥1,000

■YAMAHA SWXシリーズ

	SWX2100-8G	SWX2100-16G
月額費用【月額税別】	¥500	¥700
	SWX2200-8PoE	
月額費用【月額税別】	¥1,200	
	SWX2300-16G	SWX2300-24G
月額費用【月額税別】	¥1,500	¥2,200

2. サポート関連

オンサイト保守サービス	対象機器の故障については、オンサイト対応にて対象物件の機器交換をいたします。 受付および交換対応時間：終日（土日祝日含む） *離島は別途ご相談となります。
センドバック保守サービス	対象機器の故障については、先出センドバック対応にて対象物件の機器交換をいたします。 受付および交換対応時間：終日（土日祝日含む） *離島は別途ご相談となります。
サポートセンター	対象機器の故障切り分け及び不具合についてのサポートをいたします。受付時間：終日（土日祝日含む） 対象機器に割当されたグローバルIPアドレス宛にping監視を行います。 ping監視NG通知から15分経過後、ご指定の連絡先へ監視センターから確認のご連絡をいたします。 対応時間：平日9時～18時 *ping監視につきましては、GateCareに限りません。

※ 天候や交通事情等により指定の日時にお伺いできない場合があります。

※ 現地通信環境の問題やお客都合により作業時間の超過、再手配、直前の日時変更が必要になった場合、別途費用をご負担いただきます。

※ 弊社が訪問困難であると判断した地域については、サポートをお受けできない場合がございます。

(削除)

以上